

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月16日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 木白俊哉

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 陽光丸インマルサットC換装業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和6年12月25日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①直接交付

長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 095-860-1626
FAX 095-850-7767

②郵送による交付

封書に「陽光丸インマルサットC換装業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③メールによる交付

任意書式に「陽光丸インマルサットC換装業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に關し質疑がある場合には、令和6年8月28日までに上記③.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめて、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も隨時受け付け、

同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和6年9月3日 15時00分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
長崎庁舎 小会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年9月3日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については

原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行つていただくようご理解とご協力をお願ひいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもつて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿つて、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行つております。取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたつての注意事項」(URL: http://www.fra.afric.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたつての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となつた場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 陽光丸インマルサット C 換装業務

2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構所属漁業調査船陽光丸（以下「陽光丸」という）の無線設備について、インマルサット C は搭載後 14 年経過しており経年劣化が激しく、当該アンテナも旧型のため修理部品が製造中止となっており在庫が無い状況である。インマルサット C は電波法により搭載が義務づけられている無線設備であるため、故障が発生した場合、船舶の運航が不可能となり、調査業務に大きな支障が生じることから、インマルサット C を換装し、安全航行の推進及び調査業務の確実な遂行を目的とする。

3. 業務場所 長崎県長崎市多以良町 1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 漁業調査船陽光丸
又は
第 2B 種中間検査・臨時検査及び一般修繕造船所内とする。
当該造船所については、陽光丸の定けい港（長崎港：長崎県長崎市）
から 624 マイル以内となる予定。詳細については別途指示する。

4. 履行期限 令和 6 年 12 月 25 日

5. 業務内容

- (1) 陽光丸無線区画にて、インマルサット C 設備 (JUE-85) 一式を撤去し、同箇所に後継機種または同等以上の性能を持つインマルサット C 設備一式を設置すること。
(対象設備：データターミナル・アンテナ・プリンター・リモートディストレスボタン 1 カ所、SSAS セキュリティボタン 2 カ所)
- (2) 換装にあたり撤去した箇所に設置できない場合、各区画に切断等の加工を施す場合は担当職員と協議し指示を仰ぎ、部品の作成、木工、鉄工工事をを行うこと。
- (3) 加工の際は、他の機器に影響を与えないよう、対策を施すこと。
- (4) 各ケーブルは現用線を使用し、劣化、規格違いが確認された場合は配線工事および、交換を行うこと。
- (5) 変更検査受検に伴う電波法上の諸手続等は、受託者側で遅滞なく責任を持って総合通信局あて申請すること。
- (6) 換装業務にあたっては、船舶の安全維持に関する諸規則を遵守することとし、作業上の都合で機器類を船外に持ち出す場合は、担当職

員の許可を得てから持出しを行うこと。

- (7) 換装後は、インマルサット C 無線設備に求められる標準機能の全てにおいて実地、調整を行い可動部のある箇所については動作状態の確認を行うこと。
- (8) 不良箇所を発見した時は、担当職員と協議し指示を仰ぐこと。
- (9) 完了後は、担当職員立会いのもと、各機器が正常に作動することを確認した上で、引き渡しを行うこと。
- (10) 整備記録を 2 部作成し提出すること。

6. その 他

- (1) 換装工事で発生した廃棄物は、法令に基づいた方法で適切に処分すること。
- (2) 導入後 1 年間、性能不良等修理調整が必要になった場合は、無償で対応すること。
- (3) 詳細については、担当職員の指示に従うこと。